

報告第2号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第2号

専 決 処 分 書

工事請負変更契約の締結について、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年1月21日

幕別町長 飯田 晴義

工事請負変更契約の締結について

幕別町は、次により工事請負変更契約を締結するものとする。

- | | | | |
|------------|---|-------------|--|
| 1 変更契約の目的 | 南勢橋補修工事 | | |
| 2 変更契約の金額 | 変更前の金額 | 56,980,000円 | |
| | 変更後の金額 | 60,324,000円 | |
| | 増加額 | 3,344,000円 | |
| | 増加率 | 100分の5.869 | |
| 3 変更契約の相手方 | 中川郡幕別町旭町91番地
藤原工業株式会社
代表取締役 藤原 将智 | | |